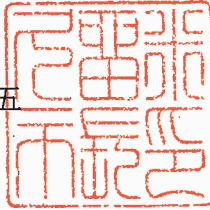


久留米市公告第 98 号

下記の業務において条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び久留米市契約事務規則(昭和50年久留米市規則第9号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき公告する。

令和7年4月11日

久留米市長 原口 新五



1 入札に付する事項

- (1)業務名:令和7年度久留米市民意識調査業務
- (2)履行場所:久留米市内 および 久留米市役所外
- (3)業務内容:別紙「令和7年度久留米市民意識調査業務仕様書」のとおり
- (4)履行期間:契約締結の翌日から令和8年3月31日まで
- (5)予定価格:5,361,400 円(入札書比較価格:4,874,000 円)
- (6)最低制限価格:なし
- (7)支払条件:前金払なし、部分払なし

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加できる者は、入札参加資格確認申請書の提出締切日において、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

- (1)地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2)久留米市指名停止等措置要綱(平成6年久留米市庁達第6号)による指名停止措置を受けていないこと。
- (3)国税(法人税又は所得税及び消費税をいう。)を完納していること。
- (4)入札に参加しようとする者(本店又は支店等)の所在地に応じ、次に掲げる地方税等を完納していること。
 - ア 久留米市内 県税及び市税並びに個人事業主にあつては国民健康保険料
 - イ アを除く福岡県内 県税
- (5)電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと、又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- (8)過去5年の間に地方公共団体が行なう市民意識調査等の委託業務(本業務に類似した業務に限る。)の実績が複数回あること。

3 契約条項を示す場所

11 問い合わせ先(事務局)

4 入札参加資格の確認

入札参加を希望する者は、以下の(1)に掲げる提出書類を持参又は郵送にて提出すること。

ただし、本市の入札参加資格有資格者名簿登載者については、ウ～オの提出書類は提出しなくてよいものとする。また、エ、オは提出締切日から遡って3か月以内に発行されたものに限る。

(1)提出書類

ア 入札参加資格確認申請書(第1号様式)

イ 同種業務実績調書(第2号様式) ※契約書の写しを添付すること

ウ 役員等調書及び照会承諾書(第3号様式)

エ 登記事項全部証明書(個人の場合、身分証明書)【原本】

オ 次に掲げる、入札参加者の所在区分及び法人・個人別の納税等証明書【原本】

所在区分		税区分		納税等証明書	
			税目	法人	個人
	市外 (県外)	国税等	法人税、所得税、消費税及び地方消費税	国税に未納がない証明(納税証明書その3の3)	国税に未納がない証明(納税証明書その3の2)
	市外 (県内)	福岡県税	法人事業税、個人事業税	福岡県税に未納がない証明	福岡県税に未納がない証明
	市内	久留米市税	法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税	久留米市税に滞納がない証明	久留米市税及び国民健康保険料に滞納がない証明
		久留米国保	国民健康保険	—	明

(例1:市内・法人の場合、「国税等」「福岡県税」「久留米市税」の証明を提出)

(例2:県外・法人の場合、「国税等」の証明を提出)

※入札等権限等を営業所等に委任する場合は、以下の書類も提出すること。

また、オ 納税等証明書は受託する営業所等の所在区分に応じ、提出すること。

カ 委任状(第4号様式)

(2)提出締切日

令和7年4月22日(火)17時までに 11 問い合わせ先(事務局)まで持参もしくは郵送必着(期限厳守)

ア 封筒の表面に「令和7年度久留米市民意識調査業務 入札参加資格確認申請書在中」

と赤字で記載すること。

イ 郵送の場合は「一般書留」等、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法で送付すること

ウ 提出締切日までに提出がなかった場合は、「令和7年度久留米市民意識調査業務」に関する条件付一般競争入札への参加ができないものとする。なお、未達・遅延等が発生した際、原因の如何を問わず、資格審査は行わない。

(3)提出先(宛先)

11 問い合わせ先(事務局)

(4)入札参加資格確認通知

入札参加資格確認申請書を提出した者には、資格審査を行った後、入札参加資格の有無を次により通知する。

① 通知方法 郵送

② 通知時期 令和7年5月1日(木) 予定

5 入札方法

【郵送入札】

入札参加資格確認通知で入札参加資格が有るとされた者のみ、以下のとおり郵送により入札に参加すること。(入札参加資格なしとされた者及び提出締切日までに4(1)の提出書類を提出しなかった者は、入札に参加できない。)

(1)提出書類

ア 入札書(第5号様式)

※久留米市公式ホームページよりダウンロードすること。

(2)提出締切日

令和7年5月9日(金) 17時必着

(3)提出先(宛先)

11 問い合わせ先(事務局)

(4)郵送方法

ア 封筒表面は宛名を黒字、「令和7年度久留米市民意識調査業務 入札書在中」と赤字で記載すること。封筒裏面は、差出人の住所、商号(名称)、代表者の職名及び氏名を記載すること。

イ 「一般書留」又は「簡易書留」のいずれかで送付すること。

ウ なお、郵便入札以外の受理及び締切後の入札書の受理は一切認めない。なお、未達・遅延等が発生した際、原因の如何を問わず、無効とする。

(5) 入札に関する注意事項

入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税事業者・免除事業者を問わず、契約を希望している額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記入すること。

6 開札

(1) 日時：令和7年5月13日(火) 14:00

(2) 場所：久留米市本庁舎 6階 外部監査人室

(3) 立会：入札者のうち立会い希望者(入札希望資格確認申請書に希望する旨を記載した者)を立会わせる。ただし、希望者がいないときは、入札関係事務に関係のない市の職員を立会わせるものとする。

(4) 落札者の決定方法：開札後、予定価格以下の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をしたものが2者以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。なお、入札者が1者であった場合においてもその入札は有効とする。

(5) 落札結果の通知：開札後、落札者に通知するとともに、市ホームページで公表する。

(6) 入札辞退：入札参加資格確認申請書を提出後に、入札を辞退する者は、入札執行前までに入札辞退届(第6号様式)にて届け出なければならない。

7 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

入札参加資格確認通知で入札参加資格を有するとされた者は、入札前までに、入札を予定する金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の100分の5以上の入札保証金を納めること。ただし、久留米市金銭会計規則(平成11年久留米市規則第8号。以下「会計規則」という。)第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第7条に該当する場合は、減免する。

入札保証金の減免及び納付方法については、入札参加資格確認通知において通知する。

入札保証金は開札終了後に還付する。ただし、落札者にあつては、契約保証金に充当する場合を除き、契約保証金を納付した後に還付する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約までに、契約金額の100分の10以上を納めること。ただし、会計規則第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第27条に該当する場合は免除する。

8 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札参加資格のない者が入札したとき

イ 入札金額が予定価格を超えるとき

- ウ 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき
- エ 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき
- オ 入札書に記載された事項に誤字又は脱字等があつて必要事項を確認できないとき
- カ 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき
- キ 同一の入札者が2以上の入札をしたとき
- ク 法令又は入札に関する条件に違反したとき

9 その他入札に関し必要な事項

(1)仕様書及び各種様式等の入手場所

市ホームページからダウンロード

トップ > 創業・産業・ビジネス > 入札契約情報 > その他一般競争入札

「【募集】令和7年度久留米市民意識調査に係る条件付き一般競争入札の実施について」

(2)質問の受付期間及び受付場所

- ① 受付期間:公告日の翌日から令和7年4月16日(水)まで
- ② 受付場所:11 問い合わせ先(事務局)
- ③ 質問の提出方法:「質問書(第7号様式)」をEメール(sodan@city.kurume.lg.jp)又はFAXで提出すること。電話での質問は受け付けない。また、提出した際は電話にて着信を確認すること。
- ④ 質問に対する回答:令和7年4月17日(木)までにEメールで回答する。また、必要に応じて市ホームページで公開する。

(3)契約締結日

落札した者は、落札決定日の翌日から起算して6日以内に契約しなければならない。ただし、特に必要がある場合は、この期間満了後とすることもできる。

10 その他

- (1)契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2)入札参加に係る費用は、入札参加者の負担とする。
- (3)入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久留米市契約事務規則その他関係法令を遵守すること。
- (4)落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。
- (5)不正な入札があると認めるとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めるときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。
- (6)落札者は、契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に登録されている者は、この限りでない。

11 問い合わせ先(事務局)

久留米市 協働推進部 広聴・相談課(久留米市庁舎 6階)

住所: 〒830-8520 久留米市城南町15番地3

電話:0942-30-9015

FAX:0942-30-9711

Eメール:sodan@city.kurume.lg.jp